



平成30年11月22日

担当課	まちなみ景観課
担当者	田中
電話	(073) 435-1082
内線	2912

景観まちづくり推進団体第1号を認定します！

本市では、優れた景観や特徴的な景観を有する地区においては、「景観重点地区」に指定し、景観形成に取り組んできました。

一方、地域固有の景観を有する地域はその他にも多く存在し、景観を切り口とした地域活性化やにぎわいづくりの取組、それを通じた地域コミュニケーションの活性化につなげることなどへの必要性が高まっています。

そこで、住民が主体となって地域の景観の価値を再認識し、まちづくりに活かしていく「景観まちづくり」に重点を置いた景観計画の改定及び景観条例の改正により、「景観まちづくり推進団体の認定」及び「景観まちづくり推進地区の指定」の制度が始まりました。(平成30年4月1日施行)

このたび、当制度第1号となる「景観まちづくり推進団体の認定」を行い、認定書の交付式を次のとおり行います。

今後は、推進団体への支援を効果的に行い、地域住民が主体となった景観まちづくり活動を円滑に行えるよう取り組んでいきます。

1. 日時 平成30年11月29日(木) 午後1時30分～
2. 場所 和歌山市役所4階 市長室
3. 認定団体 山東まちづくり会(平成21年7月1日設立、会員数60人)

主な活動

- ・耕作放棄地を活用した景観植栽
- ・放置竹林の伐採作業
- ・景観まちづくりワークショップ開催
- ・貴志川線沿線の景観対策(花植え)など



【参考】

景観まちづくり推進団体

地域の特徴に応じた景観形成に主体的に取り組む団体を景観まちづくり推進団体に認定し、技術的支援(市職員による活動支援、景観アドバイザーの派遣・助言等)を行います。

景観まちづくり推進地区

より積極的に景観形成の方向性の検討やルール化の検討などを行う地区を景観まちづくり推進地区に指定し、技術的支援を行います。

